平成２８年（フ）第１６４号
沖縄県那覇市前島２丁目９番５号　シャトレーム303
債務者　仲里　信昭
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１１３号
千葉県佐倉市井野1418番地２　メロディーハイム志津607号室
債務者　只縄順一郎
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第７７９号
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字内田11番地の５
債務者　家田　松美
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７０号
名古屋市名東区平和が丘１丁目135番地　光ケ丘ハイツＣ棟106号
債務者　川本　早紀（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１号
山口県下関市山の田北町１番14―503号　県営住宅稗田団地
債務者　竹林　清彦
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
山口県下関市南大坪町10番15号
債務者　升本　俊彦
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
鹿児島県鹿屋市下堀町3013番地５　樋脇貸家２号棟
債務者　山本　朋子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目３番２号　栄和ハイツ206号
債務者　井上　幹朗
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
鹿児島県鹿屋市高須町1226番地２　マリン高須市営住宅１―201号
債務者　馬場　真鶴
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第４２号
岩手県北上市常盤台４丁目４番12号　県営藤沢アパート２―104号
債務者　鈴木　律子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第３５号
秋田県大館市下代野字天下道下40番地32、借入時の住所秋田県大館市有浦１丁目９番66―２号
債務者　斎藤　法正
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第７５号
広島県福山市駅家町大字万能倉1079番地５
債務者　金高　由幸
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第７８号
広島県福山市大門町１丁目34番３号　レオパレスファインパル105
債務者　梅木　　優
1　決定年月日時　平成28年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第７９号
青森市大字細越字栄山436番地２
債務者　鹿内　　晃
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
青森市佃２丁目３番20号　コーポつしま１号
債務者　小林　康子
1　決定年月日時　平成28年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７６０号
名古屋市中川区伏屋４丁目1501番地　中伏屋荘Ｔ―２棟203号
債務者　當山　　亘
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８３２号
愛知県海部郡大治町大字東條字砂島58番地　メゾンヤスイＡ101
債務者　澤田　和枝
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部